

※これらのマニュアル等については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

(2) 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について

(配信日 : H30. 6. 8)

今般、下記の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたします。

記

○ 重要調査対象

- ・トラクタ・バンセミトレーラの追突事故（香川県観音寺市）
- ・中型トラックの追突事故（山口県下松市）
- ・トラクタ・車両運搬セミトレーラの対歩行者事故（大阪市住之江区）
- ・大型トラックの追突事故（静岡県焼津市）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000346.html

(3) 「指導監督指針」及び「指導監督マニュアル」を一部改正

(配信日 : H30. 6. 1)

国土交通省では、

- ・睡眠不足による重大事交通事故の発生
- ・事故発生時や積雪時等の緊急時の対応が不十分である事案の発生
- ・被害軽減ブレーキ等の運転支援装置を備えた車両の普及

などを踏まえ、「自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針」

(告示) に、これらに対応する内容を追加するための改正を行いました。

また、同指針の具体的な実施事項等を示した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」についても、指針の改正に関する内容の追加をはじめ、指導監督に活用できる内容を追加する改訂を行いました。

各事業者様におかれましては、下記のURLより告示の改正内容について確認いただき、運転者に対し必要な指導監督を適切に実施するようお願いいたします。

また、指導監督にあたっては、改訂版のマニュアルを是非ご活用ください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000344.html

(4)「睡眠不足に起因する事故防止対策の強化」に関する「よくある質問」について

(配信日：H30.6.1)

居眠り運転に起因する事故を防止し、また、働き方改革を進める観点から、運転者の睡眠時間の確保についてバス・タクシー・トラック事業者の意識を高めるため、平成30年6月1日（金）から睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化することとし、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正したところです。

今般、対策の強化に関する「よくある質問」を作成しましたので、お知らせします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03sleep/index.html>

※旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000341.html

(5)「不正改造車を排除する運動」強化月間（6月）が始まります～特に違法マフラーの排除に向けた取組みを強化～

(配信日：H30.6.1)

国土交通省では、6月を『不正改造車を排除する運動』の強化月間として、関係省庁、自動車関係団体等と連携し、全国で集中的に街頭検査を実施するなど、平穏な生活環境を破壊する原因となっている違法マフラーなどの排除に向けた取組みを強化します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000182.html

(6)三菱ふそう製 大型・中型バスのセンターメンバー腐食に対するリコールに

ついて

(配信日 : H30. 5. 25)

三菱ふそう製 大型・中型バスについて、緩衝装置の取付部（センターメンバー）の防錆措置が不十分であるため、雨水や融雪剤などの影響により腐食が進行し、最悪の場合、センターメンバーが破断してハンドル操作ができなくなるおそれがあることから、三菱ふそうにおいて検証中であったものの早急に対策を行うべく、暫定措置として、9,562台についてセンターメンバーの防錆措置を実施する等のリコールが平成29年2月14日に届出されたところです。

今般、検証結果を踏まえ、恒久対策を確定するとともに、対象範囲を拡大して約15,000台について、平成30年5月25日にリコールが届出されました。

リコール対象車を保有している事業者においては、速やかに改善措置を受けていただくようお願いします。

※今回届出されたリコールの詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002985.html

※平成29年2月14日に届出されたリコールの詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002543.html

(7) 運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について（中部運輸局発）

(配信日 : H30. 5. 18)

自動車運送事業者の方々は、関係法令に基づき、初任運転者や高齢運転者等に対して、国土交通大臣が認定する適性診断を受診させなければなりません。

中部運輸局では、平成29年における中部管内の事業者に対する監査結果を精査したところ、重大事故を端緒とした監査において、適性診断が未受診であったとの指摘を受けた監査件数が3割を超えることが確認されたことなどから、新たに採用した運転者が多いこの時期を捉え、管内の関係事業者団体を通じ、事業者に対して適性診断の適切な受診を徹底するよう通達いたしました。

事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行うとともに、運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底をお願いいたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/hoan/tekiseishindan.pdf>



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

